

令和 3年度 委託業務の名称 新港ふ頭地区臨港道路舗装修繕設計業務委託 (R3)

履行場所 那覇港新港ふ頭地区

履行期間 150 日間

特 記 仕 様 書

特 記 仕 様 書 [沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		1	本業務の目的		本業務は、新港ふ頭地区臨港道路舗装修繕設計業務委託 (R3)である。
		2	共通仕様書の適用		本業務は、沖縄県土木建築部制定の「設計業務等共通仕様書」、「測量業務等共通仕様書」及び「地質・土質調査業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)に基づき実施しなければならない。なお、共通仕様書は最新版を用いること。
		3	「共通仕様書」に対する特記及び追加事項について		「共通仕様書」に対する追加事項は、下記のとおりとする。
		4	適用について		本特記仕様書に記載されていない事項及び仕様書に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査員の指示を受けなければならない。
		5	本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の取り扱いについて		本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率(当初契約額÷当初設計額)を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。
		6	照査の実施について		本業務は、土木設計業務等委託契約書第11条(照査技術者)の照査技術者を定めるものとする。
		7	管理技術者の資格要件について		管理技術者は、「共通仕様書」の定めのほか技術士、RCCMについても満たす者とする。

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		8	管理技術者の直接的雇用関係について	1	①平成13年度以降の技術士試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有したうえで業務に該当する部門に4年以上従事し、かつ同種 ・類似業務の実績を有する者。 ②RCCMの場合には、同種・類似業務の実績を有する者。 管理技術者は、本業務の受注者と直接的な雇用関係にあること。なお、「直接的な雇用関係」とは本業務契約時において、雇用関係があることをいう。
		9	照査技術者の資格要件について	2	「直接的な雇用関係」を証明する資料（健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等、公的なもの）を着手届と共に提示しなければならない。 照査技術者は、「共通仕様書」の定めのほか技術士、RCCMについては、下記も満たす者とする。
		10	照査の方法について	1	①平成13年度以降の技術士試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有したうえで業務に該当する部門に4年以上従事し、かつ同種・類似業務の実績を有する者。 ②RCCMの場合には、同種・類似業務の経験を有する者。 本業務においては、詳細設計照査要領（平成29年7月版）に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行うものとする。 なお、詳細設計照査要領については、沖縄県 技術・建設業課のホームページに掲載している。 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyuu/itaku-doboku-eizen.html
		11	成果物の提出について	2	業務完了時には「ゆいくる材利用計画書」を作成し、発注者に提出すること。 本業務は、電子納品対象業務とする。 電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果物を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途、調査職員と協議するものとする。 業務成果物は、「要領」に基づいた電子データとなっているか、（一財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「確認証」の発行を受けること。

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		12	配置技術者の確認について	1	<p>成果品は、電子媒体（CD-R）で（正）1部を上記「確認証」も併せて調査職員へ提出すること。</p> <p>「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。</p> <p>①電子納品（CD-R）</p> <p>②その他（調査職員が指示するもの）</p> <p>受注者は、共通仕様書に基づく業務計画書の業務組織計画に、配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p>
				2	<p>業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。</p> <p>①業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者</p> <p>②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者</p>
				3	<p>業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、個々の技術者の署名を付するものとする。なお、「登録のためのお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同様とみなす。</p>
				4	<p>発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。</p>
		13	保険加入		<p>受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法、及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用体系に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入している旨（以下の例を参照）を業務計画書に明示すること。</p> <p>ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。（業務計画書記載例）保険加入の義務に基づき、雇用者等を被保険者とする保険に加入しています。</p>